

.....

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

.

別表 1

消費の許可を要しない煙火の種類と数量

消費目的	煙火の種類	数量 (該当する行の条件を全て満たすこと)		
信号又は鑑賞の用に供するために煙火を消費する場合	直径6cm以下の球状の打揚煙火			75個以下
	直径6cmを超え直径10cm以下の球状の打揚煙火		25個以下	
	直径10cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火	10個以下		
	仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下		
	ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって、火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下		
	爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個以下		
	競技用紙雷管	無制限		
演出の効果の用に供するために煙火を消費する場合（打揚煙火を除く。）	その原料をなす火薬若しくは爆薬15g以下の煙火			85個以下
	その原料をなす火薬若しくは爆薬15gを超え30g以下の煙火		35個以下	
	その原料をなす火薬若しくは爆薬30gを超え50g以下の煙火	5個以下		
	発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	無制限		
動物の駆逐の用に供するために煙火を消費する場合	その原料をなす火薬若しくは爆薬10g以下の煙火	200個以下		

備考 1 「演出」とは、映画、放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公園、スポーツの興行、

博覧会その他これに類する催しの実施における演出をいう。

2 上記の数量は、消費許可を受けることなく、同一の消費場所において一日に消費できる数量である。

全品目を同日中に消費できるが、一品目でも規定数を超える場合には、全品目についての消費許可が必要となる。

別表 2～別表 4 略

様式第 1 号～様式第 13 号 略

別表2

打揚煙火（スターマインを含む。）の保安距離

煙火玉の大きさ (直径)	煙火玉の種類	保安距離
7.5cm以下	ぽか物	半径25m以上
	割り物	半径40m以上
9cm以下	ぽか物	半径30m以上
	割り物	半径60m以上
12cm以下	ぽか物	半径60m以上
	割り物	半径65m以上
15cm以下	ぽか物	半径75m以上
	割り物	半径100m以上
18cm以下		半径130m以上
21cm以下		半径130m以上
24cm以下		半径130m以上
30cm以下		半径200m以上
60cm以下		半径350m以上
90cm以下		半径600m以上

備考

- 「ぽか物」とは、打ち揚げて爆発音を出す信号雷、小さい発煙筒、照明筒又は旗、人形等をパラシュートで吊るもの、星を不規則に放出して段々咲きにしたり、直線的に走らせる分砲等をいう。
- 「割り物」とは、打ち揚げて星を球形に開かせるものを主とし、星が静かに落下する冠菊、小さい煙火玉が一斉に開く千輪菊、椰子の葉、とんぼや文字を表す型物等をいう。
- 「スターマイン」とは、大小多数の煙火玉を連続して打ち揚げ、まとまった効果を表すものをいう。

別表 3

打揚煙火以外の煙火の保安距離（手筒煙火を除く。）

煙 火 の 種 類	保 安 距 離
1 打揚仕掛煙火（小型煙火） ① 星打ち（乱玉、花束及びトラ等、発射薬を用いて、打揚筒から星を打ち出し、二次点火しないものであって、垂直方向以外に打ち出しをするものを含む。）	打揚地点から、星若しくは火の粉等の飛散範囲を半径とする距離の2倍以上とし、最低20m以上
② 内筒もの（円筒等の中に、星、蜂及び笛等を詰め込み、発射薬を用いて打揚筒から打ち出し、二次点火するものであって、垂直方向以外に打ち出しをするものを含む。）	打揚地点から、星若しくは火の粉等の飛散範囲を半径とする距離の2倍以上とし、最低40m以上
③ 玉打ち（発射薬を用いて打揚筒から煙火玉を打ち出すもの）	煙火玉の大きさに応じて、別表2の打揚煙火の保安距離を準用する
2 斜め方向に消費する立火仕掛で、次の①から④までに掲げるの条件をすべて満たすもの ① 消費する煙火は、直径6cm以下の星のみとする。 ② 筒の傾斜角度は、垂直より30度以上広角にならないよう上方に向ける。 ③ 筒は固定し、転倒並びに方向の変化を防止する措置を講じる。 ④ 消費の方向は、人の集合する場所以外の方向とする。	消費の方向に対して70m以上、その他の方向に対して20m以上
3 特殊効果花火で次の①から⑤までに掲げるもの ① 低カロリー花火（吹き出し高さ1.8m及び4.5m） ② フリッカー（吹き出し高さ2m程度） ③ フレーム（吹き出し高さ2m程度） ④ キャノン砲（吹き出し高さ5m程度） ⑤ ホイッスル（吹き出し高さ2m程度）	10m以上
4 地上開発煙火	煙火玉の直径（cm）×10×1.1（m）以上
5 上記1から4までに掲げるもの以外の煙火	20m以上

備考 1 「打出仕掛煙火（小型煙火）」とは、固定した円筒を使用し、星等を発射薬で打ち出し、推進又は飛翔する仕掛煙火をいう。

2 「地上開発煙火」とは、地面又は空中に球状の煙火を固定し、打ち揚げることなく開発させる煙火をいう。

別表 4

手筒煙火の保安距離

薬量（鉄粉を含む。）	筒の吹き出し方向の 前後に対する距離	筒の側面に 対する距離	筒相互間の距離
300 g 未満	直立点火 ー 直立点火以外 10 m	5 m	3 m
300 g 以上 600 g 未満	20 m	10 m	
600 g 以上 1,200 g 未満	30 m	15 m	
1,200 g 以上 1,800 g 未満	40 m	20 m	
1,800 g 以上 3,000 g 未満	60 m	30 m	5 m

備考 「手筒煙火」とは、噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を吹き出させることにより消費する煙火をいう。

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書 (煙 火 用)

年 月 日

市長・町長 様

申 請 者	事務所所在地	
	名称及び 代表者氏名	
	職 業	電話 ()

(注意) 花火大会の場合における申請者は、主催者とする事。

火薬類の 種類及び 数 量	単発打揚の 煙火玉 (直径)		連発打揚の 煙火玉 (直径)		スターマイン	仕掛煙火
		7.5cm 以下	個	7.5cm 以下	個	_____基
	9cm 以下	個	9cm 以下	個	使用煙火玉の内訳	
	12cm 以下	個	12cm 以下	個	7.5cm 以下	小型煙火
	15cm 以下	個	15cm 以下	個	9cm 以下	
	18cm 以下	個	cm 以下	個	12cm 以下	台
	21cm 以下	個			15cm 以下	
	24cm 以下	個			cm 以下	打上用黒色火薬
	30cm 以下	個				Kg
	cm 以下	個				
目 的						
消費場所						
日 時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分まで (雨天等の場合は、年 月 日に順延・中止)					
危険予防 の方法	火薬類取締法、火薬類取締法施行規則及び栃木県煙火消費許可等事務処理要領で定め る煙火消費の技術上の基準を遵守するほか、別紙煙火消費計画書及び別紙保安対策計画 書による。					

(別紙添付書類)

- 1 煙火消費計画書 (様式第 2 号)
打出仕掛煙火 (小型煙火) を消費する場合は、打揚形状図を添付する。
- 2 保安対策計画書 (様式第 3 号)
保安管理組織図 (様式第 4 号) 及び緊急連絡体制図 (様式第 5 号) を添付する。
- 3 消費場所付近の見取図
- 4 土地所有者からの土地使用承諾書の写し
道路、河川及び公園等の場合は、その管理者からの使用許可証等の写しとする。

火 薬 類 消 費 計 画 書

年 月 日

市長・町長

様

申 請 者	住 所 氏名又は名称 代 表 者 名
-------	-------------------------------------

煙 火 消費業者	住 所 事 業 所 名 代 表 者 名
-------------	--------------------------------------

煙火製造業者 住 所 ・ 氏 名							
消 費 計 画	消費作業予定時間	煙 火 の 消 費 方 法					
	消費準備開始 :	消費予定時刻	煙火の種類	数 量	打揚方法		

	消費開始 :						

消費終了 :							

残火薬類の 確認及び回収 :							
消 費 作 業 従 事 者	区 分	氏 名	年 齢	経 験 年 数	煙火消費保安手帳番号	住 所	
	責任者						
	一 般 従 事 者						
備 考							

(注) 本計画書は、煙火消費業者ごとに作成してください。

保 安 対 策 計 画 書

年 月 日

市長・町長

様

申請者	住 所 氏名又は名称 代表者名
-----	-----------------------

区 分	保安対策の具体的な内容	
	項 目	内 容
観客の整理と消費場所の保安対策	①観客と消費場所との距離	打揚筒設置場所から立入禁止区域までの距離 (m) 仕掛煙火設置場所から立入禁止区域までの距離 (m)
	②立入禁止区域設定時間	[設定時間] : から [解除時間] :
	③立入禁止区域設定方法	看板・柵・ロープ・警備員 (箇所、 名) その他 ()
交通対策	①車両通行規制の措置	有 [規制開始時間 : から] ・ 無 [規制終了時間 : まで]
	②車両通行規制の方法	看板・柵・ロープ・交通整理誘導員 (箇所、 名) その他 ()
防火対策及び消火対策	①消費場所周辺の着火物	有 (着火物の名称) ・ 無
	②着火物に対する防火対策	散水・防炎シートで覆う・撤去・その他 ()
	③初期消火対策	消火器 () ・ 水バケツ () ・ 竹ぼうき () その他 ()
	④消防車の配置	有 (台) ・ 無
警備対策		
その他の対策	①保安管理体制	別紙保安管理組織図 (様式第4号) のとおり
	②緊急連絡体制	別紙緊急連絡体制図 (様式第5号) のとおり
	③煙火消費翌日の残火薬類の確認及び回収作業	開始時間 : から 作業責任者 ()

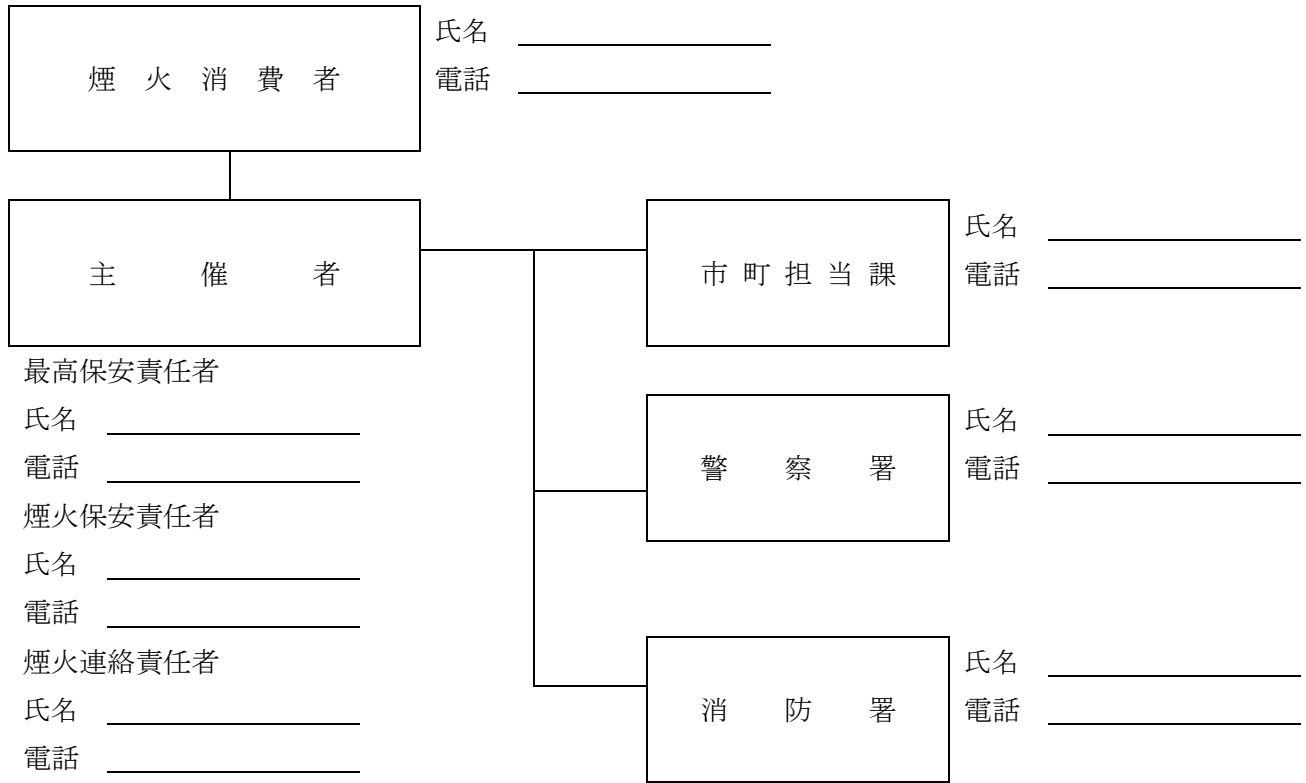
保 安 管 理 組 織 図

煙火最高保安責任者 (実行委員長等)	所 属 _____ 氏 名 _____
煙火保安責任者	所 属 _____ 氏 名 _____
煙火連絡責任者	所 属 _____ 氏 名 _____
煙火消費総責任者	所 属 _____ 氏 名 _____
現 場 責 任 者	所 属 _____ 氏 名 _____
各 班 責 任 者 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> (各班の例) 単 発 打 揚 班 連 発 打 揚 班 ス タ ー マ イ ン 班 仕 掛 班	所 属 _____ 氏 名 _____

(注意事項)

- 1 複数の煙火消費業者が消費する場合は、業者ごとに現場責任者を置いてください。
- 2 消費の規模により、保安上支障がない場合には、煙火保安責任者と煙火連絡責任者、現場責任者と各班責任者を兼務することができます。

緊急連絡体制図



(注意事項)

- 1 各分担の責任者には、円滑に煙火消費が行われるよう準備し、所在を明確にして連絡を密にする。
- 2 天候上の理由等で延期又は中止等の場合は、なるべく早めに打ち合わせて決定し、市町担当課等関係者に連絡する。
- 3 煙火消費会場においては、連絡をスムーズに行うため、大会本部の所在を明確にし、トランシーバー等を使用する。

様式第6号

第 号
年 月 日

警察署長 様

市長・町長

火薬類の消費許可に係る意見について（照会）

このことについて、下記の者から、別添のとおり火薬類消費許可申請がありましたので、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第52条第1項の規定に基づき、許可に係る意見を照会いたします。

記

年 第 月 号 日

火 薬 類 消 費 許 可 証

許可番号	第 号	市長・町長				印
許可を 受けた者	住 所					
	氏名又は名称					
	職 業					
火薬類の 種類及び数量	煙火玉直径7.5cm以下	個	煙火玉直径24cm以下	個	スターマイン	基
	煙火玉直径9cm以下	個	煙火玉直径30cm以下	個	仕掛煙火	台
	煙火玉直径12cm以下	個	煙火玉直径60cm以下	個	小型煙火	台
	煙火玉直径15cm以下	個	煙火玉直径 cm 以下	個	打揚用黒色火薬	kg
	煙火玉直径18cm以下	個				
	煙火玉直径21cm以下	個			蜂 酔 弾	個
有効期間	年 月 日 （雨天等の場合 年 月 日に順延・中止） 自 年 月 日 至 年 月 日					
目 的						
消費場所						
許可条件						
（行政不服審査法に基づく教示） この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、栃木県知事に審査請求をすることができます。						
（注意事項） 1 この許可証は、許可が取り消されたとき、消費を終了し又は消費をしないこととなったとき、若しくは許可の有効期間が満了したときは、市町長に返納しなければなりません。 2 打揚煙火の数量は、スターマインの数量を含むものとします。 3 スターマインの基数は、仕掛の裏打ちを含むものとします。						

火薬類消費許可証再交付申請書

年 月 日

市長・町長

様

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

事務所所在（電話）	（電話 ）
職 業	
再交付を受けようとする理由	イ 喪失した ロ 汚損した ハ 盗取された ニ その他（ ）
許可証交付年月日等	年 月 日付け 第 号
許 可 番 号	第 号
備 考 (喪失及び盗取の状況等)	

(注) 汚損の場合は、現許可証を添付すること。

警察署長 様

市長・町長

火薬類の消費許可について

このことについて、下記のとおり許可しましたので、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第52条第2項の規定に基づき通報いたします。

記

許可番号	第 号					
許可を 受けた者	住 所					
	氏名又は名称					
	職 業					
火薬類の 種類及び数量	煙火玉直径7.5cm以下	個	煙火玉直径24 cm以下	個	スターマイ ン	基
	煙火玉直径9cm以下	個	煙火玉直径30 cm以下	個	仕掛煙火	台
	煙火玉直径12cm以下	個	煙火玉直径60 cm以下	個	小型煙火	台
	煙火玉直径15cm以下	個	煙火玉直径 cm以下	個	打揚用黒色 火薬	kg
	煙火玉直径18cm以下	個				
	煙火玉直径21cm以下	個			蜂 酔 弾	個
有効期間	年 月 日 （雨天等の場合 年 月 日に順延・中止） 自 年 月 日 至 年 月 日					
目 的						
消費場所						
許可条件						
備 考						

火薬類消費許可申請書又は煙火消費計画書の記載事項変更届

年 月 日

市長・町長 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

事務所所在地（電話）	（電話 ）	
消費場所		
上記消費場所に係る許可	年 月 日付け 第 号許可	
煙火消費許可申請書の記載事項	イ 事務所所在地 ロ 名称 ハ 代表者氏名 ニ 職業	
変更の具体的内容	変更後	変更前
煙火消費計画書の記載事項	イ 消費の方法 ロ 煙火製造業者の氏名又は名称 ハ 消費作業従事者の氏名 ニ 消費場所付近の見取図	
変更の具体的内容	変更後	変更前

- (注) 1 変更の内容を証明する書類を添付してください。
- 2 火薬類消費許可申請書の記載事項のうち、火薬類の種類及び数量、目的、消費場所、日時、危険予防の方法に変更があった場合には、許可を取り直さなければなりません。

事 故 報 告 書

年 月 日

市長・町長

様

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

事務所所在 (電話)	(電話)
職 業	
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
発 生 原 因	
火薬類の種類及び数量	
被害の状況	人 的 有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無) [死者 名、重傷者 名、軽傷者 名]
	物 的 有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無) []
事 故 の 概 要	
備 考	取扱いの種別 [消費・その他 ()]

(注意事項)

事故原因の調査に必要な書類等を添付してください。

煙火消費関係事故報告書

年 月 日

栃木県知事

様

市長・町長

1 事故発生日時	年 月 日 () 時 分
2 事故発生場所	
3 火薬類の種類、数量 及び取扱いの種別	年 月 日 時 分
4 被害の状況	人 的 有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無) [死者 名、重傷者 名、軽傷者 名]
	物 的 有 ・ 無 (第三者被害 有 ・ 無) []
5 事故の概要	
6 事故発生原因	
7 応急措置	
8 市又は町がとった措置	
9 その他参考情報	(1) 煙火消費許可年月日 (2) 煙火消費許可を受けた者の住所、氏名又は名称 (3) 煙火打揚業者の住所、氏名又は名称

(注意事項)

- 1 当該事故に係る煙火消費許可の内容がわかる資料等を添付すること。
- 2 当該事故に係る事故報告書(様式第 11 号)の写しを添付すること。

様式第 13 号

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

市長・町長

火薬類の消費許可に係る事務処理件数について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
2 事務処理件数 件